

2019年度 東京大学法学部学士入学(本学士)選考要項

1. 出願資格

本学部を卒業した者および2019年3月卒業見込みの者。

2. 選考方法

- (1) 1978年以前に卒業した者については、選考は、書類選考および面接による。
- (2) 1979年以降に卒業した者および2019年3月卒業見込みの者については、選考は、筆記試験・口述試験による。ただし、本学部において相当の成績をおさめた者については、筆記試験および口述試験を免除する。

3. 試験科目

- (1) 総合問題
広く社会・人文科学にかかわる総合的な主題についての小論文。(2問)
- (2) 外国語
外国語の読解力を問う。(英、独、仏のうち、あらかじめ届け出た任意の1カ国語。)

4. 試験期日および場所

- (1) 筆記試験 2018年11月29日(木)
- (2) 面接・口述試験 2019年1月10日(木)
口述試験は筆記試験合格者に対して行う。
試験の時間および場所については、本人に通知する。
(8. の注意事項(4)を参照)

5. 合格者の発表

- (1) 筆記試験合格者の発表 2018年12月14日(金)に本学部掲示場に掲示するとともに、合格者に通知する。
- (2) 最終合格者の発表 2019年1月18日(金)に本学部掲示場に掲示するとともに、本人に通知する。

6. 出願期間

2018年10月9日(火)から10月12日(金)まで。
郵送の場合は、2018年10月12日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

7. 出願手続

- (1) 願書受付
ア. 場 所 東京大学法学部・法学政治学研究科事務部教務係
(〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号)
イ. 時 間 午前9時30分から午後4時30分まで。
(ただし、午後1時から午後2時は窓口休止のため除く)
(2) 提出書類等
ア. 入学願書(本学部所定の用紙に所要事項を記入したもの。)

イ. 写真2葉(3カ月以内撮影の正面上半身無帽のものを、それぞれ入学願書および受験票に貼付して提出すること。)
ウ. 返信用封筒2通(受験票等の送付用および筆記試験合格通知用)[縦23.5cm、横12.0cmの封筒(長形3号)に出願者本人の宛名を記入し、そのうち1通には372円分の切手を貼ること。]

(3) 検 定 料 30,000円(銀行振込に限る。)

所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局不可)から振り込むこと(ATM、インターネット等は利用しないこと)。振り込みの際、振込金受取書(B票)及び検定料振込金受付証明書(C票)を受け取り、検定料振込金受付証明書(C票)を所定の欄に貼り付けること。振込金受取書(B票)は領収書なので、大切に保管すること。

8. 注意事項

- (1) 修業年限は1年である。ただし、カリキュラムの編成上、1年間で卒業することが難しい場合がある。入学許可者には、2018年度本学部進学者に適用されるカリキュラムが適用される。
- (2) 出願できる類は本学部への入進学年月により異なる。
本学部に2017年度に入進学または2018年度に本学士入学した学生は出身類以外のいずれの類にも出願できる。(新カリキュラム適用者)
本学部に2016年度以前に入進学または2017年度以前に本学士入学した学生が出願できる類は以下のとおり。(旧カリキュラム適用者)
(1) 第1類(私法コース)を卒業した学生 第1類(法学総合コース)または第3類(政治コース)
(2) 第2類(公法コース)を卒業した学生 第1類(法学総合コース)、第2類(法律プロフェッション・コース)または第3類(政治コース)
(3) 第3類(政治コース)を卒業した学生 第1類(法学総合コース)または第2類(法律プロフェッション・コース)
(3) 入学後の科目認定(免除)については別紙参照。
(4) 受験票および受験者心得は11月13日頃本人あて発送する。また、2.(2)ただし書により試験を免除した者および2.(1)により面接を行う者に対しては、同じ時期にその旨を通知する。
(5) 出願時に他大学あるいは本学他学部・研究科等に在籍の者で入学を許可されたものは、所定の日までに、退学もしくは卒業証明書(修了証明書)を提出しなければならない。必要とする証明書を提出しなかった者は、入学の許可を取り消す。
(6) 入学願書等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「本学士入学願書」と朱書すること。
(7) 出願手続後は、どのような事情があっても、書類の変更および検定料の払い戻しはしない。
(8) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜(出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、入学者については、①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等)、③授業料徴収に関する業務を行うためにも利用する。
(9) 障害等のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は出願時に事務部教務係(7. 出願手続 参照)に申し出ること。

2018年9月